

【市長への手紙】令和4年9月受付分

※手紙及び回答の要旨（一部）を掲載しています。

「ごみ出しのルール」

意見	自治会に加入していないことを理由に、ごみ出しを拒否されてしまいました。自治会に加入していないと、ごみステーションにごみを出してはいけないのですか。
回答	<p>家庭ごみのごみステーションへの排出につきましては、自治会の加入・未加入を問わず、ごみを排出できます。自治会に対しては、未加入の方であっても、ごみステーションを使用できる旨を説明し、自治会内での理解が図られるよう努めてまいります。</p> <p>また、ごみステーションの維持管理に関しては、ステーション数が多数存在していることもあり、各自治会にご協力をいただき、ステーションの清潔保持に努めております。</p> <p>ごみステーションの使用にあたっては、お住まいの自治会のルール等をご確認いただいたうえで、皆様と協力して使用されますようお願いいたします。</p>
	担当課 経済環境部 環境衛生課 0439-56-1224

「トイレトレーラーの派遣」

意見 (お礼)	<p>台風15号の被害を受けた地域に住んでおります。9月28日に清水区役所へ給水に行った際、トイレを使わせていただきました。5日振りでした。</p> <p>来ていただいた男性職員の方、渋滞がひどい中ありがとうございました。まだ復興には時間がかかりますが、頑張っていきます！</p> <p>たくさんの県外からのご支援、本当に助かりました。お礼を伝えたくメールさせていただきました。本当にありがとうございました。</p>
	担当課 総務部 危機管理課 0439-56-1377